

長春市における「満州国」遺跡群の 保護状況に関する考察

周 家形

長春市における「満州国」遺跡群は、日本植民地時代の遺跡群である。1982年に中華人民共和国文化財保護法が公布され、文化財保護に法的な根拠が与えられるとなった。それによって、長春市における「満州国」遺跡群が、歴史文化遺産として保護の対象となった。現在、長春市は文化財保護法とその後の法改正に基づき、膨大な遺跡群を保護している。本稿では、文化財保護法と関連する文化財保護政策の趣旨及び変遷をたどりつつ、それが遺跡群保護に与えた影響と実態を明らかにする。

はじめに

長春市は、中国の東北地方に位置する。2010年現在、人口約758万8,900人、面積は約4789平方キロメートルで、吉林省の省都であり、吉林省の政治・経済・文化の中心である。1932年から1945年までの長春は、中国で「偽満」といわれる日本の植民地国家の首都・新京¹⁾であった。そのため、現在の長春市には、多くの「満州国」時代の遺跡群が残っている。これらの遺跡群は、日本近代建築家の植民地活動²⁾と支配された中国人の悲惨な労働³⁾を記憶しているだけでなく、その中には、「満州事変」(1931.9.18)以降の「満州国」に駐留した関東軍と傀儡帝国の政権形態及び「八紘一宇」⁴⁾や「王道楽土」⁵⁾思想を帯びた植民地社会の実態をも記録している。

これらの遺跡群は、中華人民共和国建国以後、学校や病院、博物館、公益機関などに利用されてきた。ところが、半世紀以上が経ち、ところによっては風化し始めた古い建物が依然として利用されている。現在、長春市内には、少なくともこのような建造物が百件ほど存在するが、それらが都市開発計画を阻害する場合もあり、また、「傀儡歴史」としての「国辱」を想起させることもある。一方、これらの歴史遺跡は、特別な観光資源として観光業者に利用され、ときには、それが社会的な論争を起こさせた。

それでは、なぜ、21世紀になった今日では、また、そのような膨大な古い遺跡群が残っているのだろうか。本稿は、私自身の今までの研究⁶⁾に引き続き、1932年から1945年にかけて日本が支配した傀儡「満州国」の首都「新京」において建造され、今日に至った「満州国」遺跡群をめぐる植民地遺産の利用と保護活動について取り上げたい。2012年3月中旬から3週間にわたった現地調査に基づき、文化財保護政策や政策の実施主体が「満州国」遺跡群に与えた影響について論ずる。また、「満州国」遺跡群の一部分を観光資源としての観光資源開発状況と観光政策実態及びその課題についても検討する。それによって、かつての「満州国」遺跡群の現代社会における質的な変遷について明らかにしたいと考える。

1. 文化財保護法までの道のり

1945年8月17日、「満州国」は崩壊した⁷⁾。その首都・「新京」は国民党の管轄区となり、約3年間の「解放戦争」を経て、1949年に「新京」は長春市と改名された。共産党の国有化方針に基づき、1948年東北解放区政府によって策定された「古跡古物保護令」⁸⁾をそのまま施行し、「新京」の都市全体を保護の対象としつつ、建物の再利用が始まった。「満州国」時代の民間住居はそのまま民間人の住居として使用され、学校、病院、官庁、旧宮殿などは、それぞれ学校、病院、社会公益機関、行政機関の建物として使用された。

一方、長春市に文教局が設立され、文化財の保護に関する行政管理が文教事業の一部として開始された。1961年3月4日、国務院が「文化財保護暫定条例」18条を策定し、その第2条では、歴史遺跡に関する保護方針が示された。「文化財保護暫定条例」によって、1961年4月13日、長春市人民政府が1950、1955、1956、1960年度にそれぞれ行った文化財調査⁹⁾を基礎に、「第1次文化財保護リスト」¹⁰⁾が作成され、中国の青銅（紀元前）、遼（916～1125）、金（1115～1234）の各時代の歴史文化遺跡市級の重点的な文化財保護対象に指定された。その後、1962年12月1日、中国共産党吉林省委員会が「満州国」皇宮遺跡を「陳列館」とする決定を下し、偽滿皇宮陳列館が設立された。開館2年後の1964年7月28日から吉林省博物館と連携して運営されるようになり、その名も偽滿皇宮陳列館は吉林省歴史博物館¹¹⁾と改名された。「満州国」皇宮が当時のままに復元され、傀儡国家の一コマを展覧していた。しかし、間もなく、10年災禍といわれる文化大革命（1966～1976）が始まった。四人組の指示により、「破四旧」（旧思想、旧文化、旧風俗、旧習慣の打破）の運動が開展される中で、長春市の文化財と「満州国」遺跡は批判の対象となり、大きく破壊された。文化大革命以降、吉林省歴史博物館の再度運営は、1978年12月の中共第11回第3次全会以降のことである。1979年12月12日、文物管理委員会が長春市に設立され、長春市政府は、1961年「第1次文化財保護リスト」に引き続き、20年後の1981年3月、遼、金時代の歴史遺跡を認定する「第2次文化財保護リスト」を公布した。また、1981年4月20日、吉林省人民政府により、「満州国」皇宮遺跡が省級の重点的な文化財として認定された。その後、吉林省文物局党組1982年4号公文によって、1982年8月16日、「偽滿皇宮陳列館」復旧の準備に着手した¹²⁾。

この時期の「満州国」遺跡群の保護や利用をめぐる文化財保護政策は、中華人民共和国建国後の社会主義政治的と社会の基本的構造の変革の中で形成された。政策の特徴としては、方針そのものがしばしば変わり、不安定であり、責任の所在が明らかではなかった。また、建国以来、経済的な基盤が脆弱であり、「満州国」遺跡群の歴史価値より使用価値のほうが重視され、文化財の観点からみて「満州国」皇宮の一点しか注目されていなかった¹³⁾。

2. 文化財保護法による位置づけと「満州国」遺跡認定の展開

1982年11月19日に、全国人民代表大会常務委員会は、「中華人民共和国文化財保護法」（全33ヶ条）を公布した。本保護法は従来の歴史遺産保護の諸制度を統合し、文化財保護に関する総合立法として策定された。

文化財保護対象に関して第2条で下記のように規定されている。すなわち「(一) 歴史、芸術、科学価値を有する文化遺跡、古墳、古建造物、石窟寺と石彫刻、壁画。(二) 重大な歴史

事件、革命運動又は著名人物に関わる重要な記念意義、教育意義または史料価値を有する建造物、遺跡、記念物。(五) 歴史上各時代、各民族社会制度、社会生産、社会生活を反映する代表物件」。下線は筆者によるものであるが、ともかく文化財の保護対象は明確になっている。特に、下線を引いた部分は「歴史」、「遺跡」、「重大な歴史事件」、「史料価値を有する建造物、遺跡、記念物」は「満州国」遺跡にとって重要である。

「満州国」遺跡は文化財の条件と符合するので、その法的な位置づけは明らかになった。1983年8月、市文物管理委員会と吉林大学歴史学部教員と学生が「満州国」遺跡を含む歴史遺跡を調査した¹⁴⁾。それに基づき、1984年4月18日、長春市政府は、清代以前の歴史遺跡とツアールシアの侵略遺跡および「満州国」遺跡を中心とする第3次文化財保護リストを発表した。そこには、合計31箇所の遺跡が保護対象として、挙げられていた。表1は、そのうちの「満州国」の軍政機関を中心とした遺跡の10箇所を掲げたものである。その後、1985年12月18日、長春市政府は第4次文化財保護リストに、「やまとホテル」遺跡(人民大街2号)、日本真宗大谷派の「東本願寺」遺跡(北安路)、仏教「護国般若寺」(人民広場東側)などの3箇所が追加された。さらに1990年9月3日、第5次公布による「日本神武殿」(解放大路117号)遺跡と合わせ、1982年以来、長春市において文化財保護リストに挙げられた「満州国」遺跡は14箇所に達した¹⁵⁾。

表1. 長春市第3次文化財保護リストにおける「満州国」遺跡 1984年4月18日現在

番号	名称	使用部門	所在地
1	駐満日本関東軍憲兵司令部遺跡	吉林省人民政府	新発路11号
2	「満州国」外交部遺跡	太陽現代居	普慶横町
3	「満州国」軍事部遺跡	吉林大学第1病院	新民大街1号
4	「満州国」経済部遺跡	吉林大学中日聯益病院2部	新民大街9号
5	「満州国」民生部遺跡	吉林省石油化工設計院	人民大街113号
6	「満州国」文教部遺跡	東北師範大学付属小学校	自由大路10号
7	旧日本新京神社遺跡	吉林省第1幼稚園・長春市政府第2幼稚園	人民大街35号
8	「満州国」首都警察庁遺跡	長春市公安局	人民大街99号
9	「満州国」中央放送局遺跡	長春市電信局	人民大街97号
10	駐満日本康徳会館遺跡	長春市政府	人民大街75号

出典:長春市文物保護研究所『中華人民共和國文物保護法規宣傳手帳』複写版2003年、41~42頁を参照に作成¹⁶⁾

この時期の全体的特徴としては、長春市における重点的な「満州国」遺跡群は、文化財保護法の施行によって文化財として法的に位置付けられ、保護の範囲は、過去の「満州国」皇宮遺跡の一点から「満州国」国家機関の五大部にまで広げられた。

一方、「満州国」時代の政治や社会制度などを反映する植民地遺跡を文化財として受容することに対し、長春市民の反発や抵抗がみられた。例えば、1989年10月の『長春市文物誌』によると、北安路に位置する「満州国」時代の「東本願寺」遺跡は、一度、長春市第二实验中学

の図書室として利用された。だが、1985年5月、反帝国主義的宗教の名の下に、その一部遺跡が破壊されたこともあった。それに対し長春市文化財管理部門は、文化財保護法に基づき、この破壊行為に対し行政処分を行った¹⁷⁾。

3. 1991年改正された文化財保護法と処罰

80年代の長春市では、現代的な街づくりが進み、老朽建築物の更新が相ついだため、都市再開発と歴史遺跡保護のジレンマが顕在化している。写真1は長春大街496号に位置する老朽した「満州国」新京博物館遺跡（市文化財、2011年認定）であり、かつて吉林省供販賓館に使われていた。80年代後半、周りに新しい高層ビル群が林立する中で、その遺跡は周りの景観と不調和となった。その時は、文化財として認定されていなかったが、認定調査の対象となったので、解体と再建はできなかった。筆者が遺跡を調査した際、補修工事が中止されたままの状況であった。このような実例が多くあるのである。原因は文化財保護に関する処罰制度の実施であった。



写真1. 「満州国」新京博物館遺跡

2012年2月撮影

元々、1982年11月の文化財保護法の実施により、1990年までに、基本的には文化行政管理部門（第3条）をはじめ、財政管理部門（第6条）、城郷建設管理部門（第8条）、環境保護管理部門（第8条）、公安部門（第30条）、工商行政管理部門（第30条）を含む文化財保護に関する行政システムが構築された。大幅に文化財保護の行政能力は高められた。このような政策のもとで、長春市では、「満州国」皇宮陳列館の復元も順調に進行した。しかし、「満州国」皇宮陳列館を除き、文化財保護行政管理の全面展開に伴い、その齟齬も露呈された。主に、1982年の文化財保護法に基づき、都市開発活動を行う場合、文化財保護のための規制が予期した効果をあげなかった。特に、現在の新民大街に集中する官庁遺跡群を中軸とする遺跡群以外の散在する多くの「満州国」の商業遺跡が更新の対象となり、そのうち、保護のための調査がまだ行われないうちに、一部分の遺跡が破壊されたり、傷付けられたりした。

だが、転機がもたらされた。それをもたらしたのは、1991年6月29日、全国人民代表大会常務委員会が第20次会議で合意した「中華人民共和国文化財保護法改正案」の施行である。

この改正案は旧法の第 30 条の行政処罰には文化財に認定された建築や遺跡を破壊する行為に対する罰金条項を新設し、第 31 条の刑事処罰には、故意に国家に保護された貴重な文化財、名所旧跡を破壊する行為に対し、刑事的な責任を追求すること」の上で、刑法 187 条を基準とすることを説明した。1979 年の「中華人民共和国刑法」によると、国家公務人員の過失で国家の財産損失を発生させた場合、五年以下の有期懲役あるいは拘留することであった。後者は文化財保護行政に関する処罰手段であり、前者は文化財破壊行為に関する普遍的な処罰手段である。それに基づき、1991 年文化財保護法第 1 次の改正法が実施されて以来、長春市の文化財保護にも効果が現れ、一応、歴史遺跡の取り壊しを押しとどめた。それを踏まえ、「満州国」遺跡群の文化財認定活動が進められた。

それだけでなく、1994年には、長春市旅遊局に支持され、民間投資による「偽満州国国務院博物館」が開館した。これに長春市旅遊局は補助金を出している。それはその後の約 9 年間にわたり、長春市の観光業に大きな役割を果たし、国際的な注目を集めた。だが、2003年、建物の使用権を持つ吉林大学は教学用施設の不足を理由に賃借契約を終了させたため、その展覧館は閉館を余儀なくされた。閉館に至るまでその「偽国務院国務院博物館」は、「偽満皇宮陳列館」と共に国内外の観光客を集め、「満州国」に関する歴史的、文化的な認識を高めさせた。他方2001年2月18日、「偽満皇宮陳列館」は展示内容を充実させ名称も「偽満皇宮博物館」と改名された。その名称には歴史的遺跡の学術的性格を見て取れる。

1991年から2002年にかけて長春市は、都市開発と歴史遺産保護的ジレンマの中で、改正された文化財法を根拠として文化財管理行政を行い、多くの「満州国」遺跡を保護して来た。1994年1月19日と2002年8月7日に、長春市政府はそれぞれ第6次、第7次の文化財保護リストを發布した。第6次、第7次の保護リストにおける「満州国」遺跡を表にしてまとめたのがそれぞれ表 2、表3である。

第6次では「満州国」交通インフラの整備や流通を担った「交通部」遺跡、農業部門を司った「興農部」遺跡、「総理大臣張景慧西宅」遺跡、駐満「日本関東軍空軍司令部」遺跡「大陸科学院」遺跡のほかに、社会、経済遺跡の11箇所が保護に値する文化財として認定され、第7次では、宗教、文化、衛生、経済、などの12箇所が同様に認定された。合わせて23箇所、第3次以来認定された14箇所を加えて37箇所となった。

これらの遺跡は保護され、さらに活用の気配も現れた。特に 1988 年に「満州国」皇宮と「八大部」遺跡が「中国国家級 126 景観区」の一つとして国家旅遊局に活用されて以来、観光の名所として注目されている。文化財保護法の行政経済処罰、刑事処罰基準が導入されて以来、都市開発と歴史遺跡保護の対立は、一応解消したようである。

表2. 長春市第6次文化財保護リストにおける「満州国」遺跡 1994年1月19日現在

番号	名称	使用部門	所在地
1	「満州国」交通部遺跡	吉林大学白求恩医学院	新民大街11号
2	「満州国」興農部遺跡	東北師範大学附属中学校	自由大路8号
3	「満州国」総理大臣張景慧西宅遺跡	吉林省軍区宿泊所	西民主大街
4	駐満日本関東軍空軍司令部遺跡	中國人民解放軍空軍第7航校	西安大路
5	「満州国」協和会中央本部遺跡	吉林省軍区宿泊所	人民大街82号
6	「満州国」中央銀行クラブ遺跡	長春賓館	新華路10号
7	「満州国」大陸科学院遺跡	中國科学院長春応用化学研究所	人民大街159号
8	「満州国」横浜正金銀行遺跡	長春市サーカス	勝利大街36号
9	「満州国」海上会館遺跡	長春市中心病院	人民大街74号
10	「満州国」寶山洋行遺跡	長春市中興商業ビル	新發路1号
11	「満州国」秋林洋行遺跡	長春市秋林公司	長江路42号

出典：長春市文物保護研究所『中華人民共和国文物保護法規宣伝手帳』複写版2003年、45頁を参照に作成

表3. 長春市第7次文化財保護リストにおける「満州国」遺跡 2002年8月7日現在

番号	名称	使用部門	所在地
1	「満州国」中央通郵便局遺跡	長春市寛城区郵電局	人民大街18号
2	「満州国」新京西広場水塔遺跡	長春鉄道分局給水電力段	西広場南側
3	「満州国」新京南嶺浄水工場遺跡	長春市水務集団有限責任公司	南嶺大街250号
4	「満州国」国務院総務庁弘報処遺跡	吉林省法律援助中心	人民大街41号
5	「満州国」千早病院遺跡	長春生物製品研究所	西安大路152号
6	「満州国」新京地藏寺遺跡	地藏寺	長春大街7号
7	「満州国」国都飯店遺跡	光大銀行重慶路支行	重慶路87号
8	「満州国」新京豊楽劇場遺跡	長春市春城劇場	重慶路85号
9	「満州国」映画協会株式会社遺跡	長春映画製作所	紅旗街20号
10	「満州国」新京鼎豊真遺跡	鼎豊真	大馬路40-1号
11	「満州国」炭鋳株式会社遺跡	吉林大学前衛キャンパス北区図書館	解放大路117号
12	「満州国」中央銀行遺跡	長春欧亚靴業有限責任公司	大馬路158号

出典：長春市文物保護研究所『中華人民共和国文物保護法規宣伝手帳』複写版2003年、46頁を参照に作成

4. 2002、2007年改正された文化財保護法と責任範囲の明確化

90年代にはいり、中国における法制度の整備に伴い、文化財破壊行為に対する経済処罰制度の欠陥も現れてきた。それは文化財保護行政の主体である文化財保護研究所は法を執行する力は弱いという点である。特に長春市は「二級政府三級管理」の特徴がある。すなわち省市という二級政府が存在し、市内には吉林大学、東北師範大学、空軍飛行学院、第一自動車製作所、長春映画製作所などのような国家級省庁に直属する機関も多く存在する。このような機関に対し、単なる市級の文化財保護行政の権限は及ぶところでないし、対応することができない。特

に、集団、や政府の行為に対し、刑事処罰が無効となる。また、文化財保護対象の年代が不明、経済処罰の具体的基準がないところで課せられる罰金そのものは既に国家の法理に違反している。それによって、文化財保護行政は進退きまわった状態におこまれた。なお、低基準の罰金金額さえ支払えば、取り消しが可能になる。このように長春市における有名な「満州国八大部」遺跡群のうち、「文教部」遺跡と「興農部」遺跡は再建され、「外交部」遺跡は改装された。ほかの遺跡は多く取り壊された。ところが、2002年10月28日、「中華人民共和国文化財保護法」の改正案が第13期の全国人民代表大会常務委員会によって認証され、再びその局面を逆転させた。

まず、改正法の第1章第2条において文化財保護対象については「近代現代重要な史跡、物件、代表的な建築」という文言が明記され、第2章第14条の補充内容において歴史的文化保全範囲の法的根拠が明示された。特に、第7章の64条から、79条にかけて、違反者に対する重い罰則基準がしめされた。すなわち、許可を得ずに、恣意に文化財を破壊し、文化財保護組織の保護範囲内で建設工事を行い、又は爆破、試掘若しくは発掘を行ったとき、恣意に修繕、移動、又は再建を行ったとき、「5万元以上50万元以下の罰金を科す」とされている（第66条）。

この基準に基づき、長春市政府は、遺跡を保護しつつ、文化財保護部門の3年間の現地調査に基づいて、2006年12月8日、「文化遺産保護の強化に関する意見」¹⁸⁾を表明した。それは2005年国務院「文化遺産保護に関する通知」（42号）を踏まえたものであった。通知は2015年までの文化遺産開発総体目標を掲げた。その後の2007年5月に、吉林省政府は「吉林省文化財保護条例」を公布した。それに引き続き、2007年6月21日、長春市人民政府が「長春市第6、7次文化財保護区間の通知」を策定し、第6、7次に認定した歴史遺跡の保護交換範囲を明確した。また、2007年12月29日、文化財保護法は3回目の改正がなされ、地方政府が所有する文化財に対する裁量権が拡大された。例えば、建築遺跡に関するものは、第23条では「国有記念建築、古建築に関して、博物館、保管所、観光休憩処以外の用途に使う場合、省級文化財は省級政府の許可」というような地方裁量権を認めた。客観的に地方文化財保護と活用の積極性を呼びおこした。

2007年12月の長春市第13期第1回の人民代表大会では、人民代表李立夫が「満州国」遺跡は「世界警告性文化遺産」であることを述べた。李は、「満州国」遺跡を「警告性」すなわち「歴史教訓」の遺跡として再評価することを提案したのである。その提案は2009年3月8日、長春市長崔傑により全国人民代表大会に提出された。一方、2009年8月長春市では、「満州国」遺跡観光専用の二階建ての観覧バスを運行し、「満州国」遺跡群をさらに活用し始めた。その後、2009年1月20日、長春市政府は「吉林省旅遊産業発展に関する決定」を発表した。続いて「長春市光復路旅行文化産業園建設項目」を決定した。さらに、文化経済効果を創出するために、長春市旅遊局が「満州国」遺跡群を観光の中心にすえた『長春市旅遊発展総体企画（2011—2025）』¹⁹⁾を作成し、並行して「長春市偽満遺跡保護と開発專題研究」を行った。

こうして、2011年までに、長春市政府は歴史遺跡の保護空間範囲を設定し、第6、7次に認定した文化財に引き続き、同年12月6日に、第8次文化財保護リストが「長春市第8次市級文化財と保護範囲の通知」²⁰⁾として発表された。表4に示すように第8次のリストには「満

州国」遺跡が 26 箇所が加えられている。第 8 次の特徴は、「駐満日本関東軍南嶺地下司令部」、「国民勤労部遺跡」、「国防会館」、「地政管理局」、「開拓総局」、「新京順天警察署」、「駐満日本関東軍西大営」など 7 箇所「満州国」軍政遺跡のほか、「南満州鉄道株式会社図書館」、「新京博物館」、「国泰映画館」、「八島小学校」の 4 箇所文化遺跡が加えられた。他は、百貨店や銀行などの商業遺跡である。

表 4. 長春市第 8 次文化財保護リストにおける「満州国」遺跡 2011 年 12 月 6 日現在

番号	名称	使用部門	所在地
1	駐満日本関東軍南嶺地下司令部遺跡	なし	幸福街副 26 号
2	南満州鉄道株式会社図書館遺跡	平和大劇院	人民大街 650 号
3	「満州国」新京泰発和百貨店遺跡	長春市第一百貨商店	大馬路 697 号
4	「満州国」国民勤労部遺跡	元長春税務学院	人民大街 3518 号
5	「満州国」毛織社遺跡	吉林省建築設計有限公司	人民大街 1699 号
6	「満州国」大興公司遺跡	吉林省人民政府 B2-003 号事務棟	人民大街 1486 号
7	南満州鉄道株式会社総合事務所遺跡	長春鉄路分局	人民大街 81 号
8	「満州国」国防会館遺跡	皇室休暇荘園酒店	人民大街 1199 号
9	「満州国」東洋拓殖株式会社遺跡	天天携帯ショップ	人民大街 2080 号
10	溥儀避難所遺跡	長春市人民防空事務室	東民衆大街 519 号
11	「満州国」記念公会堂遺跡	長春市現代劇院	長江路 581 号
12	「満州国」地政管理局遺跡	長春市不動産業協会	長春大街 797 号
13	「満州国」新京博物館遺跡	吉林省供販賓館	長春大街 496 号
14	「満州国」新京国泰映画館遺跡	大衆劇場	東五馬路 48 号
15	「満州国」新京永春街郵便局遺跡	長春市郵政局永春路支局	永春 71 号
16	「満州国」開拓総局遺跡	吉林省吉劇団	自由大路 509 号
17	「満州国」新京順天警察署遺跡	吉林省農業銀行	解放大路 2568 号
18	南満州鉄道株式会社クラブ遺跡	長春鉄路文化宮	漢口大街 562 号
19	「満州国」新京銀行遺跡	同創大薬房	黄河路 556 号
20	駐満日本関東軍西大営遺跡	39001 部隊	芙蓉路 225 号
21	「満州国」尚書府大臣郭宗熙宅遺跡	民宅	天津路 3 号
22	「満州国」新京八島小学校遺跡	長春市 48 中学校	東二条街 923 号
23	「満州国」西公園（児玉公園）遺跡	勝利公園	人民大街 955 号
24	「満州国」浄月潭水源地遺跡	浄月経済開発区	長春市浄月潭旅遊区
25	「満州国」新京動植物園遺跡	長春動植物園	自由大路 2121 号
26	「満州国」路面電車線路遺跡	長春公共交通集团	平和大路

出典：長春市人民政府 2011 年 12 月 6 日「第 8 次文化財保護範囲の通知」²¹⁾を参考に作成

この時期では、文化財保護法の改正により、保護基準が明らかになり、行政部門の権限及び責任が強化された。総体的に見れば、長春市における「満州国」遺跡の保護活動は、1984 年以來、第 3 次から第 8 次まで 6 回にわたった文化財の認定を通して現存するその数は 63 箇所達し、全市の文化財所有数の約 4 割近くを占めるに至った。そのうち、吉林省級の文化財は

「満州国」皇宮遺跡をはじめ、駐満関東軍司令部とその地下道遺跡、「満州国」の総合法衙遺跡、国務院に属する軍事部、司法部、經濟部、外交部、交通部、民生部などの遺跡と「新京」警察庁遺跡、日本憲兵司令部遺跡及び「満州国」中央銀行遺跡、建国忠魂廟遺跡、日本 100 部隊遺跡、合計 16 箇所到达了。

5. 長春市における「満州国」遺跡群の現状と歴史意味

2012 年 6 月 1 日「長春市文化財保護条例」が施行された。そのことは、文化財保護政策のシステムの完成を象徴している。すなわち、長春市のこの保護条例は文化財保護法と国家級実施条例、省級実施条例、市級実施条例による保護政策の集大成であった。そのような保護政策のもとで、2012 年 6 月 8 日に、長春市新民大街（「満州国」新京順天大街）が中国文化部、国家文物局が主催した「中国第 4 回歴史文化名街評価」に入選した。新民大街は 1933 年に建設が開始され、1949 年に「新民大街」と改名された。北は文化広場（旧順天広場）から南は新民広場（旧安民広場）まで、街道の幅は 16 メートル、全長 1446 メートルである。大街の両側には「満州国」時期の「四部一院一衙」がある。四部すなわち「軍事部」、「司法部」、「經濟部」、「交通部」、一院とは「国務院」、一衙とは「総合法衙」である。写真 2 は 2012 年 2 月に筆者が撮影した「総合法衙」遺跡写真である。このような日本植民地国家「満州国」の行政の中核は、現在、長春市の重要な科学教育文化衛生の中心となっている。今回の「歴史文化名街」評価活動には 2011 年 12 月から翌年にかけて北京・広東・長春など 24 の省と市が参加した。「長春新民大街」が歴史要素、文化要素、保存状況要素、伝統文化活力要素、社会知名度要素、保護と管理要素という 6 つの評価の基準に符合しているだけでなく、さらに唯一性を具え、「傀儡の宿命」が評価され、「深圳中英街」、四川省瀘州市合江県「堯壩古街」など 10 本の街道とともに入選した²²⁾。文化財保護法によると、中国の「歴史文化名街」評価活動は 2008 年 7 月に始まり、2009 年、2010 年、2011 年の 4 回を数えた。基本的には中華の伝統的な歴史文化の縮図を反映するものである。だが、第 1 次の 2008 年に入選したロシア風の「ハルビン中央大街」、第 4 次の 2012 年に入選した、資本主義と社会主義を繋げた「深圳中英街」と「満州国」遺跡のなかの「長春新民大街」はほかの保存地区とは異なった意味を持っている。それらの遺跡に内包された意味は、半封建半植民地という特徴をもつ中国近代歴史を記憶していることである。



写真 2. 「満州国」総合法衙遺跡
2012 年 2 月撮影

おわりに

以上、長春市における「満州国」遺跡群は、歴史の真実性の一面を反映し、将来、再び同じような歴史を繰り返さないため²³⁾、文化財保護政策に基づき、保護されている。それらの遺跡群は中国の歴史文化遺産の一部分であるし、日本さらに人類共同の歴史遺産でもある。現代社会へその歴史を訴えるような「警告的な性格」を持つ。その価値は1972年10月国際連合教育科学文化機関によって主唱された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に規定される顕著な普遍的価値をもつと考えられる。ところが、このような膨大な遺跡群に対して、これからどのような政策を以って対応すべきであろうか。永遠にそのまま保護するか、あるいは、いつかどのような姿勢で取壊すのかは、21世紀の国際社会における日中共同の課題だと思われる。

謝辞

本考察を実施するにあたり、関係資料をご提供くださった中国吉林省長春文化財保護研究所の劉紅宇さん、文化局博物館処の邵金波さん及び長春市旅遊局の孫宏宇さん、ほか関係者各位に感謝申し上げます。

注

- 1) 賈士金ほか編『長春市文物誌』吉林省文物誌編委会1987年10月、173頁。1～7頁を参照。
- 2) 西沢泰彦「満州国政府の建築」中見立夫ほか『満洲とは何だったのか』藤原書店1979年3月、78～96頁を参照。
- 3) 王文峰「偽満時期の労働者制度及び特殊な労働者に対する酷使と鎮圧」劉紅宇ほか編『長春文物』2007年総第19期、78～91頁を参照。
- 4) 島川雅史「現人神と八紘一宇の思想」『史苑』第四十三卷二号1984年3月、51～94頁を参照。
- 5) 山室信一『キメラ満州国の肖像』中公新書1993年7月、122頁を参照。
- 6) 周家彤「長春市における『満州国』遺跡群」、愛知淑徳大学大学院現代社会研究科編『現代社会研究科研究報告』第6号2011年3月、97～111頁、「長春市における『満州国』遺跡群の諸様相」、同刊7号2011年9月、139～149頁、「長春市における『満州国』映画産業遺跡」、同刊8号2012年3月、57～74頁に掲載されている。
- 7) 前掲、山室信一『キメラ満州国の肖像』108頁を参照。
- 8) 前掲、『長春市文物誌』、173頁を参照。
- 9) 同上、175頁を参照。
- 10) 長春市文物保護研究所『中華人民共和國文物保護法規宣傳手帳』複写版2003年、40頁を参照。
- 11) 前掲、『長春市文物誌』、73～75頁を参照。
- 12) 李茂傑ほか編『偽皇宮陳列館年鑑』偽皇宮陳列館1989年、97～99頁に掲載されている。
- 13) この点については前掲拙稿「長春市における『満州国』遺跡群の諸様相」の140～142頁を参照されたい。
- 14) 前掲、『長春市文物誌』、175頁に記載されている。
- 15) 前掲、『中華人民共和國文物保護法規宣傳手帳』、43～44頁を参照。
- 16) 同上、41～42頁を参照。
- 17) 前掲、『長春市文物誌』、176頁に掲載されている。
- 18) 長春市人民政府「文化財保護の強化に関する意見」長春市人民政府弁公庁2006年12月8日、1～6頁を参照。
- 19) 長春市旅行局「長春市偽満遺跡保護と開発專題研究報告」『長春市旅行發展總体企画(2011—2025)』上海奇創旅行景觀設計有限公司2010年12月、281～290頁に記載されている。
- 20) 長春市人民政府「第8次文化財保護範圍の通知」複写版、2011年12月6日、原文を参照。
- 21) 同上。
- 22) 長春市人民政府ホームニュース「長春新民大街が中国歴史文化名街に入選」長春信息港、2012年6月12日、<http://jp.changchun.gov.cn/>を参照。
- 23) 前掲、西沢泰彦『日本植民地建築論』、1～2頁を参照。

参考文献

- 賈士金ほか編『長春市文物誌』吉林省文物誌編委会 1987年10月。
西沢泰彦「満州国政府の建築」中見立夫ほか『満洲とは何だったのか』藤原書店 1979年3月。
劉紅宇ほか編『長春文物』長春市文物保護研究所 2007年総第19期。
島川雅史「現人神と八紘一宇の思想」『史苑』第四十三卷二号 1984年3月。
山室信一『キメラ満州国の肖像』中公新書 1993年7月。
長春市文物保護研究所『中華人民共和国文物保護法規宣伝手帳』複写版 2003年。
李茂傑ほか編『偽皇宮陳列館年鑑』偽皇宮陳列館 1989年。
長春市人民政府「文化財保護の強化に関する意見」長春市人民政府弁公庁 2006年12月8日。
長春市旅行局『長春市旅行發展総体企画（2011—2025）』上海奇創旅行景觀設計有限公司 2010年12月。
長春市人民政府「第8回文化財保護範圍の通知」複写版、2011年12月6日。
長春市人民政府ホームページ <http://jp.changchun.gov.cn/>。

訂正

さて、ここで前号（2003年3月の8号）所載の拙稿「長春市における『満州国』映画産業遺跡」について二箇所以下のように訂正しておきたい。68頁下から第1行目「見せた。」の後ろに「見せた。」→「見せたと言われた。」。69頁上から第4行目の後ろに「好評を博した。」→「好評を博した。」と旧満洲文化協会編『満州年鑑』に記載されている。